

令和5年7月28日

土浦市長 安藤 真理子 殿

土浦市議会
議長 島岡 宏明

台風2号豪雨により被害を受けた農家への支援の要望について

盛夏の候 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

6月2日から3日にかけて日本列島に接近した台風2号の影響で茨城県南部に線状降水帯が発生し、長時間にわたって豪雨に見舞われました。その影響で県南を中心とした各地で冠水による床上浸水や崖崩れなどの災害が発生いたしました。本市においても同様の被害が発生したと同時に、日本一のれんこん産地である手野・田村・沖宿地区の蓮田の冠水被害が著しく、特に湖岸沿いの圃場においてれんこんの立ち葉が折れるなどの被害が発生し、市民から様々な支援の要請が寄せられております。

圃場の冠水の要因としては、土地改良区の排水ポンプの老朽化や排水路の底泥蓄積が挙げられます。各土地改良区の排水ポンプは、整備から40年以上経過した排水ポンプが多く、本来の排水能力を発揮できていない状況にあることから早急な対策が望まれます。

この度の農業被害につきましては、農家への直接的な支援のほか、激甚化している災害への備えとして、今回の様な冠水を防ぐ対策を講じることが肝要であります。

よって土浦市議会は、市に対して台風2号豪雨により被害を受けた農家への支援策として以下の政策を要望するものであります。

記

- 1 排水路の機能維持のためには浚渫が重要であることから、県南農林事務所と連携し各土地改良区に対して交付金等の活用について周知を徹底すること
- 2 今回の豪雨災害では、大量の木やごみが排水ポンプに流れ着き、土地改良区の負担になっていることから、災害時のそれら処分等に対する支援について検討すること
- 3 この度の農業被害について、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の適用が受けられれば、肥料購入費に対する助成や、無利子の経営資金の貸付を受けることが可能となる。農家によって被害状況が異なることから、同条例の被害地域指定を速やかに受けるよう努め、被害状況に合った支援策を受けられるようスピード感をもって対応すること